

ID: 204

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第32条第1項		
例 規 番 号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第三十二条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>一 不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>二 使用料を二月以上滞納したとき。</p> <p>三 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。</p> <p>四 正当な理由によらないで十五日以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>五 第二十七条に規定する使用資格を失ったとき。</p> <p>六 その他町長が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日